

議会運営委員会日程

平成30年2月22日（木）

午前10時 502会議室

日程第1 追加議案について

- (1) 議案第58号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第59号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定について
- (3) 議案第60号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第61号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第62号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第63号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第64号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第65号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第66号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第67号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第68号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第69号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第70号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第71号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第72号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (16) 議案第 7 3 号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (17) 議案第 7 4 号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (18) 議案第 7 5 号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (19) 議案第 7 6 号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (20) 議案第 7 7 号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第 7 8 号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (22) 議案第 7 9 号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (23) 議案第 8 0 号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (24) 議案第 8 1 号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (25) 議案第 8 2 号 平成 2 9 年度川崎市一般会計補正予算
- (26) 議案第 8 3 号 平成 3 0 年度川崎市一般会計補正予算

日程第 2 2 月 2 7 日（火）の本会議の運営について

日程第 3 今後の議会改革等の検討課題について

- (1) 市民（議会）報告会の検討
- (2) 請願、陳情審査の結論のあり方
- (3) 請願、陳情の意見陳述の機会の付与

日程第 4 その他

平成30年第1回川崎市議会定例会会期日程

日	曜日	本会議	委員会等	摘	要
2/13	火	本会議 (第1日)		開会、諸報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案上程、市長「平成30年度施政方針」、局長提案説明、後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙、散会	
14	水				
15	木				
16	金				(第1回請願・陳情締切日 午後5時)
17	土				
18	日				
19	月				(代表質問発言通告締切日 午後1時)
20	火				
21	水				
22	木		議会運営委員会 委員会	追加議案、27日の本会議の運営について	
23	金				
24	土				
25	日				
26	月	本会議 (第2日)		再開、代表質問(自民党、公明党)、延会	
27	火	本会議 (第3日)	正副委員長会議	再開、代表質問(共産党、民進みらい)、予算審査特別委員会設置、当初予算議案付託、委員会付託(請願・陳情を含む)、追加議案に対する議事、散会 (予算審査特別委員会発言通告締切日 午後1時)	
28	水				
3/1	木				
2	金				
3	土				
4	日				
5	月		予算審査特別委員会	正副委員長互選、審査	
6	火		予算審査特別委員会	審査	
7	水		予算審査特別委員会	審査	
8	木		予算審査特別委員会	審査	
9	金		委員会		
10	土				
11	日				
12	月		委員会		
13	火		委員会		
14	水				(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
15	木		議会運営委員会	追加議案(人事案件)、16日の本会議の運営について	
16	金	本会議 (第4日)	正副委員長会議	再開、委員長報告、討論、採決、人事案件に対する議事、常任委員会委員の改選、請願・陳情、その他、閉会	

* 発言の会派順位 自民党、公明党、共産党、民進みらい

平成30年第1回川崎市議会定例会
議事日程第3号

平成30年2月27日(火)
午前10時 開議

第 1

平成30年度施政方針

第 2

- 議案第 1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 4号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について
議案第 7号 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号 川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例の制定について
議案第 9号 川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号 川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について
議案第15号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号 川崎市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第20号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号 川崎市名誉市民の選定について
議案第25号 包括外部監査契約の締結について
議案第26号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第27号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について
議案第28号 高津区及び宮前区における町区域の設定について
議案第29号 高津区及び宮前区における住居表示の実施区域及び方法について
議案第30号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について
議案第31号 新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設(公共施設部分)の取得金額の変更について
議案第32号 市道路線の認定及び廃止について

議案第 3 3 号	港湾施設の指定管理者の指定について
議案第 3 4 号	平成 3 0 年度川崎市一般会計予算
議案第 3 5 号	平成 3 0 年度川崎市競輪事業特別会計予算
議案第 3 6 号	平成 3 0 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
議案第 3 7 号	平成 3 0 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 3 8 号	平成 3 0 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第 3 9 号	平成 3 0 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 4 0 号	平成 3 0 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
議案第 4 1 号	平成 3 0 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
議案第 4 2 号	平成 3 0 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
議案第 4 3 号	平成 3 0 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
議案第 4 4 号	平成 3 0 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
議案第 4 5 号	平成 3 0 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
議案第 4 6 号	平成 3 0 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
議案第 4 7 号	平成 3 0 年度川崎市公債管理特別会計予算
議案第 4 8 号	平成 3 0 年度川崎市病院事業会計予算
議案第 4 9 号	平成 3 0 年度川崎市下水道事業会計予算
議案第 5 0 号	平成 3 0 年度川崎市水道事業会計予算
議案第 5 1 号	平成 3 0 年度川崎市工業用水道事業会計予算
議案第 5 2 号	平成 3 0 年度川崎市自動車運送事業会計予算
議案第 5 3 号	平成 2 9 年度川崎市一般会計補正予算
議案第 5 4 号	平成 2 9 年度川崎市競輪事業特別会計補正予算
議案第 5 5 号	平成 2 9 年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第 5 6 号	平成 2 9 年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
議案第 5 7 号	平成 2 9 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
報告第 1 号	地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分 of 報告について

第 3

請願・陳情

第 4

議案第 5 8 号	川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 9 号	川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定について
議案第 6 0 号	川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 1 号	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 2 号	川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 3 号	川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 4 号	川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 5 号	川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 6 号	川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 7 号	川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 8 号	川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 69 号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 70 号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71 号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 72 号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73 号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74 号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 75 号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 76 号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 77 号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 78 号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 79 号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 80 号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 81 号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 82 号 平成 29 年度川崎市一般会計補正予算
- 議案第 83 号 平成 30 年度川崎市一般会計補正予算

平成30年第1回川崎市議会定例会議案付託表（その1）

平成30年2月27日

付託委員会	案 件
<p>総務委員会 (11)</p>	<p>議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について 議案第2号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第3号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第4号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第6号 川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について 議案第24号 川崎市名誉市民の選定について 議案第25号 包括外部監査契約の締結について 議案第26号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について 議案第31号 新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設（公共施設部分）の取得金額の変更について 議案第53号 平成29年度川崎市一般会計補正予算 議案第54号 平成29年度川崎市競輪事業特別会計補正予算</p>
<p>文教委員会 (11)</p>	<p>議案第5号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について 議案第14号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について 議案第15号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について 議案第16号 川崎市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例の制定について 議案第17号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第18号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第23号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第27号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について 議案第28号 高津区及び宮前区における町区域の設定について 議案第29号 高津区及び宮前区における住居表示の実施区域及び方法について 議案第30号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について</p>
<p>健康福祉委員会 (8)</p>	<p>議案第8号 川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例の制定について 議案第9号 川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第10号 川崎市身体障害者福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第11号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 議案第12号 川崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第13号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 議案第55号 平成29年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算 議案第56号 平成29年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算</p>

<p>まちづくり委員会 (5)</p>	<p>議案第19号 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について</p> <p>議案第20号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第21号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第22号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第32号 市道路線の認定及び廃止について</p>
<p>環境委員会 (3)</p>	<p>議案第7号 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第33号 港湾施設の指定管理者の指定について</p> <p>議案第57号 平成29年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算</p>

平成30年第1回川崎市議会定例会議案付託表（その2）

平成30年2月27日

付託委員会	案 件
総務委員会 (1)	議案第82号 平成29年度川崎市一般会計補正予算
健康福祉委員会 (23)	<p>議案第59号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の制定について</p> <p>議案第60号 川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第61号 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第62号 川崎市障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第63号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第64号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第65号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第66号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第67号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第68号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第69号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第70号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第71号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第72号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第73号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第74号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第75号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第76号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第77号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第78号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第79号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第80号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>議案第81号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p>

まちづくり委員会 (1)	議案第58号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (まちづくり局に関する部分)
環境委員会 (1)	議案第58号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (環境局に関する部分)

川崎市議会文書共有システムの会議における使用に関する要領

1 趣旨

この要領は、川崎市議会における文書共有システム（以下「システム」という。）の会議における使用に関して、必要な事項を定めるものである。

2 システムを使用する会議

システムを使用する会議は、次に掲げる会議とする。

- (1) 常任委員会
- (2) 議会運営委員会
- (3) 特別委員会（委員会室で開催するものに限る。）
- (4) 決算審査特別委員会分科会
- (5) 世話人会
- (6) 議員総会
- (7) 正副委員長会議
- (8) 団長会議
- (9) その他議会運営委員会又は団長会議で設置を決定した会議

3 システムに掲載する会議の資料

会議で使用される資料は、システムに掲載し、原則として、紙資料の配付は行わない。ただし、データ容量が10MBを超えるものその他システムに掲載することが適当でないと認められるものはこの限りではない。

4 会議等で使用する機器

議員は会議において、議長から貸与を受けた文書共有システム用タブレット端末機（以下「端末機」という。）を使用して資料を閲覧する。

5 常任委員会におけるシステムの使用に関する取扱い

- (1) 常任委員会における資料の取扱い等は、次のとおりとする。

ア 常任委員会の説明員（以下「理事者という。」）は、資料をPDFデータで作成し、会議の前日までに、議会局にメール等で送付する。当該資料の送付を受けた議会局は、当該資料を会議の開会1時間前までにシステムに掲載する。ただし、次に掲げるものを除く。

（ア） 議案書、予算に関する説明書、決算に関する説明書及びこれらの関連資料

（イ） 端末機からの閲覧では会議における説明が困難となるもの

イ 質疑の中で、追加提出することとした資料は、後日、システムに掲載する。なお、当該委員会における審査等において早急に資料の配付が必要となる場合は、紙資料を配付することができる。

ウ 現地視察については、紙資料を配付して対応し、後日、システムに掲載するものとする。

エ 正副委員長は、議事の進行に必要な次第等について、紙資料を持参することができる。

オ 議員は、システムに掲載された資料を紙に印刷し、当該資料を委員会に持参することができる。

カ システムのサーバダウン、停電その他の理由によりシステムが使用できない場合は、委員長の指示により、紙資料を配付して委員会の議事を進行する。

キ 記録の作成並びに報道機関及び一般傍聴者への資料提供については、従前どおり紙資料で対応する。

（2）理事者への端末機の貸与

委員会では、端末機を理事者に1台貸与する。また、資料の表示確認等のため必要な場合は、事前に貸与することができる。

6 常任委員会以外の会議におけるシステムの使用に関する取扱い

常任委員会以外の会議におけるシステムの取扱いは、前項の規定を準用する。

7 この要領に定めるもののほか、会議におけるシステムの使用に関し協議が必要と思われる場合は、文書共有システムに関する検討プロジェクトで協議する。

審査請求に係る議会への諮問手続の見直しについて

1 概要

地方自治法の規定により、これまで、給与その他の給付に関する処分等についての審査請求があった場合には、議会に諮問して決定しなければならないとされていた。

このたび、同法が改正され、平成30年4月1日から、当該審査請求が不適法であり、却下する場合には、議会への諮問が不要となり、その場合には、審査請求を却下した旨を議会に報告しなければならないとされた。

2 経緯

愛媛県松山市の提案（平成28年 地方分権改革に関する提案募集）

地方自治法上、給与その他の給付に関する処分等についての審査請求に対する裁決に当たっては、一律、議会への諮問が義務付けられているが、審査請求が不適法であり、却下する場合には、議会への諮問を不要としてほしい。

総務省における検討（法改正の必要性）

- ①行政不服審査法上、審査請求が不適法であり、却下する場合には、行政不服審査会等への諮問が不要とされていること
- ②審査請求が不適法であり、却下する場合には、迅速に裁決を行うことで、審査請求人の利益に資する面もあること
- ③多くの地方公共団体において、事務処理効率の向上等の観点から、現行規定の改正を希望していること等に鑑みれば、審査請求が不適法であり、却下する場合には、手続を簡素化することが適当。

⇒全都道府県・全市区町村を対象にした総務省調査の結果、約8割の自治体において、不適法却下の場合の議会への諮問について、現行規定を改正すべきと判断していることが判明。

⇒一方、地方公共団体におけるガバナンス機能の重要性にも鑑みれば、審査請求が不適法であり、却下する場合にも、議会による一定のチェック機能を設けることが適当。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出（平成29年3月3日）

地方自治法改正内容（審査請求の諮問手続に関する部分）

給与その他の給付に関する処分等についての審査請求が不適法であり、却下する場合には、議会への諮問を不要とし、その場合には、審査請求を却下した旨を議会に報告しなければならないとする。

平成29年4月19日 可決、同4月26日 公布、平成30年4月1日 施行

3 審査請求が却下される場合

- (1) 審査請求期間を経過した場合
- (2) 審査請求ができない事項について審査請求を行った場合
- (3) 審査請求を行う行政庁を誤った場合
- (4) 審査請求を行う資格がない者が審査請求をした場合
- (5) 補正命令に応じない場合
- (6) 審査請求の目的が消滅した場合など

【本市議会における地方自治法の規定による審査請求に関する諮問の例】

平成24年4定（下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について）	⇒棄却すべきものと回答
平成26年2定（下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について）	⇒棄却すべきものと回答
平成26年2定（下水道使用料の督促に関する処分に係る審査請求について）	⇒棄却すべきものと回答
平成28年4定（児童手当の不正受給に係る徴収金の督促に関する処分に係る審査請求について）	⇒棄却すべきものと回答
平成29年1定（下水道使用料の滞納に係る差押に関する処分に係る審査請求について）	⇒却下すべきものと回答
平成29年4定（下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について）	⇒棄却すべきものと回答

地 方 自 治 法 の 一 部 改 正 新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>〔給与等に対する審査請求〕</p> <p>第206条 （略）</p> <p>② 普通地方公共団体の長は、<u>第203条から第204条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</u></p> <p>③ 議会は、前項の規定による諮問<u>を受けた</u>日から20日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>④ <u>普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。</u></p> <p>（分担金等の徴収に関する処分についての審査請求）</p> <p>第229条 （略）</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求が<u>された場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</u></p>	<p>〔給与等に対する審査請求〕</p> <p>第206条 （略）</p> <p>② 普通地方公共団体の長は、<u>前項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</u></p> <p>③ 議会は、前項の規定による諮問が<u>あつた</u>日から20日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（分担金等の徴収に関する処分についての審査請求）</p> <p>第229条 （略）</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求があつたときは、<u>議会に諮問してこれを決定しなければならない。</u></p>

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

5 第2項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、同項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(略)

3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

(新設)

4 第2項の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、同項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(督促、滞納処分等)

第231条の3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(略)

<p>6 第3項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例により<u>行</u>う処分についての審査請求については、地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4の規定を準用する。</p> <p>7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求が<u>された場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</u></p> <p>8 議会は、前項の規定による諮問<u>を受けた</u>日から20日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>9 <u>普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。</u></p> <p>10 第7項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第1項から第4項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。</p> <p>11 （略）</p> <p>12 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、<u>することができる</u></p> <p>（行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求） 第238条の7 （略）</p>	<p>6 第3項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例により<u>行</u>う処分についての審査請求については、地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の4の規定を準用する。</p> <p>7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求が<u>あつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。</u></p> <p>8 議会は、前項の規定による諮問が<u>あつた</u>日から20日以内に意見を述べなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>9 第7項の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ、第1項から第4項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。</p> <p>10 （略）</p> <p>11 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、<u>また、これを</u>することができる。</p> <p>（行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求） 第238条の7 （略）</p>
--	--

2 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(職員の賠償責任)

第243条の2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

(略)

2 前項の場合において、その損害が2人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

(新設)

(職員の賠償責任)

第243条の2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、また同様とする。

(略)

2 前項の場合において、その損害が2人以上の職員の行為によつて生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4 第242条の2第1項第4号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることを要しない。

(略)

10 第242条の2第1項第4号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第3項の規定による処分がなされた場合には、当該処分については、審査請求をすることができない。

11 普通地方公共団体の長は、第3項の規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

12 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

13 普通地方公共団体の長は、第11項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4 第242条の2第1項第4号ただし書の規定による訴訟について、賠償の命令を命ずる判決が確定した場合には、普通地方公共団体の長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。この場合においては、前項の規定による監査委員の監査及び決定を求めることを要しない。

(略)

10 第242条の2第1項第4号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第3項の規定による処分がなされた場合には、当該処分については、審査請求をすることができない。

11 普通地方公共団体の長は、第3項の規定による処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

12 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

(新設)

1 4 第1項の規定により損害を賠償しなければならない場合には、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、適用しない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第244条の4

(略)

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第2項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

1 3 第1項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、これを適用しない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第244条の4

(略)

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

(新設)